

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	情報公開・法務課	整理番号	B-3
許認可等の種類	保有個人情報利用停止請求に対する決定			
根拠法令条例等・条項	個人情報の保護に関する法律第101条			
許認可等の概要	保有個人情報利用停止請求に対する利用停止、不利用停止の決定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において判断基準が尽くされているため)</p> <p>【参考】個人情報の保護に関する法律第100条</p> <p>第100条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	請求日から30日以内			
期間の制定根拠	個人情報の保護に関する法律第102条			